

## 役員等の報酬に関わる規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖婢姉妹会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規定において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて支給することとし、役員の地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 法人業務を行う場合に別表2の通り費用を弁償する。
- 3 役員等が職務のため出張したときは、別表1に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人が指定する本人名義金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。